

亀山市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、亀山市地域公共交通会議規約第13条の規定に基づき、亀山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、亀山市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議の会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 会長は、第2項の規定により、予算が会議において承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに亀山市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 補正予算が会議において承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

、

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議において報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

ない。

（出納員）

第7条 会長は、事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、亀山市の例により行うものとする。

- 2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定により承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、決算につき、会議において承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに亀山市長に送付しなければならない。

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金の取扱い）

第10条 国からの補助金のうち、交通会議が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付決定を受け、当該補助金を収入した場合は、会長は、当該補助金の補助対象事業に要する費用を負担する運行事業者からの請求に基づき、当該補助金を支出するものとする。

- 2 前項の規定による運行事業者への支出の額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の定めるところによる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 交通会議の設立後最初の会計年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、設立に係る会議の定めるところによる。
- 3 この規程は、令和7年1月20日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条第2項関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費